
平成 2 9 年 第 1 回 芦屋町議会定例会会議録 (第 4 日)

平成 2 9 年 3 月 1 6 日 (木曜日)

議 事 日 程 (4)

平成29年3月16日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第 3 号 芦屋町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 第 2 議案第 4 号 芦屋町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第 5 号 芦屋町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 6 号 芦屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 7 号 芦屋町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 8 号 芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 9 号 芦屋町制度融資基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第10号 芦屋町ボランティア活動センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第11号 芦屋町社会体育施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第12号 芦屋町総合運動公園の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第13号 芦屋町立学校体育館及び屋外運動場夜間照明施設使用条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第14号 地方独立行政法人芦屋中央病院定款の一部変更について
- 第13 議案第15号 芦屋町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第14 議案第16号 地方独立行政法人芦屋中央病院中期計画の一部変更について
- 第15 議案第17号 平成28年度芦屋町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 第16 議案第18号 平成28年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第17 議案第19号 平成28年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第18 議案第20号 平成28年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第19 議案第21号 平成28年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第20 議案第22号 平成28年度芦屋町給食センター特別会計補正予算 (第 1 号)

- 第21 議案第23号 平成28年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第22 議案第24号 平成29年度芦屋町一般会計予算
- 第23 議案第25号 平成29年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計予算
- 第24 議案第26号 平成29年度芦屋町国民健康保険特別会計予算
- 第25 議案第27号 平成29年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算
- 第26 議案第28号 平成29年度芦屋町国民宿舎特別会計予算
- 第27 議案第29号 平成29年度芦屋町給食センター特別会計予算
- 第28 議案第30号 平成29年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算
- 第29 議案第31号 平成29年度芦屋町公共下水道事業会計予算
- 第30 請願第1号 「被災者の住宅再建支援制度の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願書
- 第31 発議第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について
- 第32 同意第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第33 同意第3号 芦屋町教育委員会教育長の任命について
- 追加日程第1 発委第1号 被災者の住宅再建支援制度の抜本的拡充を求める意見書について

【 出席議員 】 （12名）

1番 松上 宏幸	2番 松岡 泉	3番 今田 勝正	4番 内海 猛年
5番 刀根 正幸	6番 妹川 征男	7番 貝掛 俊之	8番 田島 憲道
9番 辻本 一夫	10番 川上 誠一	11番 横尾 武志	12番 小田 武人

【 欠席議員 】 （なし）

【 欠員 】 （なし）

事務局出席職員職氏名

局長 池上 亮吉	書記 中野 功明	書記 中山 理恵
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
-----	-------	-----	------	-----	------

モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	柴田敬三	財政課長	藤崎隆好	都市整備課長	松浦敏幸
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	井上康治	住民課長	岡本正美
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	武谷久美子	地域づくり課長	入江真二
学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香	競艇事業局次長	中西新吾
企画課長	濱村昭敏	事業課長	木本拓也		

【 傍 聴 者 数 】 1 名

午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

○議長 小田 武人君

お諮りします。日程第 1、議案第 3 号から、日程第 31、発議第 2 号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に、審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 貝掛 俊之君

報告第 3 号、平成 29 年 3 月 14 日、芦屋町議会議長、小田武人殿、総務財政常任委員会委員長、貝掛俊之。

総務財政常任委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

議案番号、議案第 3 号、満場一致により原案可決。

議案第 4 号、満場一致により原案可決。

議案第 5 号、満場一致により原案可決。

議案第 6 号、満場一致により原案可決。

議案第 7 号、満場一致により原案可決。

議案第 8 号、満場一致により原案可決。

議案第 14 号、満場一致により原案可決。

議案第 15 号、満場一致により原案可決。

議案第 17 号、満場一致により原案可決。

議案第 18 号、賛成多数により原案可決。

議案第 23 号、満場一致により原案可決。

議案第 24 号、満場一致により原案可決。

議案第 25 号、賛成多数により原案可決。

議案第 30 号、満場一致により原案可決。

議案第 31 号、満場一致により原案可決。

請願第 1 号、満場一致により一部採択。

発議第 2 号、満場一致により原案可決。

なお、請願第 1 号については、次のとおり一部採択とする。

請願事項 1、被災者生活再建支援法に基づく支援金の最高額を 500 万円に引き上げることは、不採択。請願事項 2 の全ての被災者の住宅建設を支えるため、一部損壊も含めた国の支援策を抜本的に拡充することは、採択とする。

以上、報告を終わります。

○議長 小田 武人君

次に、民生文教常任委員長に、審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 内海 猛年君

報告第 4 号、平成 29 年 3 月 14 日、芦屋町議会議長、小田武人殿、民生文教常任委員会委員長、内海猛年。

民生文教常任委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

議案第 9 号、満場一致により原案可決。

議案第 10 号、満場一致により原案可決。

議案第 11 号、満場一致により原案可決。

議案第 12 号、満場一致により原案可決。

議案第 13 号、満場一致により原案可決。

議案第 16 号、賛成多数により原案可決。

議案第 17 号、賛成多数により原案可決。

議案第 19 号、賛成多数により原案可決。

議案第 20 号、満場一致により原案可決。

議案第 21 号、満場一致により原案可決。

議案第 22 号、満場一致により原案可決。

議案第 24 号、賛成多数により原案可決。

議案第 26 号、満場一致により原案可決。

議案第 27 号、賛成多数により原案可決。

議案第 28 号、満場一致により原案可決。

議案第 29 号、満場一致により原案可決。

以上、報告を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告にかえます。

書記に朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

.....

平成 29 年 3 月 14 日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

総務財政常任委員会委員長 貝掛 俊之

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

事 件

「企画調整に関する件」、「町財政に関する件」、「消防及び災害防止等に関する件」、「税制に関する件」、「建築及び土木に関する件」、「河川に関する件」、「道路整備に関する件」、「橋梁に関する件」、「国道 495 号線に関する件」、「芦屋港湾に関する件」、「上下水道に関する件」、「競艇に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成 29 年 3 月 14 日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

民生文教常任委員会委員長 内海 猛年

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

事 件

「戸籍等各種届出及び申請事務に関する件」、「国民健康保険に関する件」、「保健及び健康づくりに関する件」、「子育て支援に関する件」、「福祉政策及び介護保険に関する件」、「環境政策に関する件」、「公営住宅に関する件」、「農業、漁業及び商工振興に関する件」、「観光振興に関する件」、「地域振興に関する件」、「医療及び医療行政に関する件」、「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成29年3月14日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

議会広報常任委員会委員長 川上 誠一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「町議会だよりの編集及び発行に関する件」、「町議会のホームページの管理及び運用に関する件」、「議会放映の管理及び運用に関する件」及び「その他町議会の広報に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成29年3月14日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

議会運営委員会委員長 田島 憲道

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「議会運営に関する件」、「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」及び「議長の諮問に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

妹川です。請願第 1 号については、次のとおり一部採択するということで、請願事項の被災者生活再建支援法に基づく支援金の最高額 5 0 0 万円に引き上げることは不採択というようなことになっておるようですが、この請願書はですね、現在、全壊家屋の再建には最大 3 0 0 万円が支給されていますという金額までね、書かれているわけですね。実際そういうふうな状況であるわけですから、それを拡充するというだけではですね、はっきりとした金額が見えないと思うんですね。それで、5 0 0 万円に引き上げるということに対して、何ら問題ないような気がするんですけど、その辺の総務財政委員会での話し合いはどうだったのでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 貝掛 俊之君

そのことについてでありますけども、やはり、国、地方自治体の限られた財政状況を考慮すると、やはり慎重にこのことは取り扱っていかなくてはならないと、そういった意見がありました。それからまた一方では、やはり、被災者に関してですね、何らかの支援策というものは拡充していかなくてはならない。そういった意見もあったわけでございます。そういった中から、やはりそれぞれの主義、主張をですね、貫いていくということも大変すばらしく、大切なことではありますけども、やはり、多くの方に納得して、財源も含めてですね、多くの方に納得、そして調整していく妥協策を見出していくことが、やはり、妥協策をですね、見出してそのとき、そのときの局面を乗り越えていくのが、やはり大切ではないかというところで、一部採択というところを提案しましたところ、満場一致で可決となったというところでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

同じく、請願第 1 号でありますけども、2 項にですね、支援策の拡充の内容が明確になってお

りませんけれども、抜本的な見直しについてのですね、内容確認が委員会で行われたかどうか、確認いたします。

○議長 小田 武人君

総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 貝掛 俊之君

抜本的な内容確認というところには行っておりません。ただ、やはり、金額というのは、財源が必要であるということから、やはり、機動的かつきめ細やかな支援策が大事ではないかといった、そういった意見はございました。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

もう1件質問させていただきますけども、本意見書によりますと、一部損壊を含めた抜本的な見直しをするという意見書でありますけれども、一部を損壊を含めた場合、半壊も支援対象にすると、そういった内容になってくるかと思うんですが、そうした場合、当該支援法の改正が必要になってくると思います。本意見書についてはですね、支援金ですね、給付対象が拡充できるという点からすれば、拡充できるということにつながりますけれども、本質的に見るとですね、第1項と第2項は同じじゃないかと、要望的にですね。そう考えるわけですがけれども、この1項と2項について、1項については財源が確保できないんじゃないかと危惧されるということで、不採択になっていると。2項については問題ないんだと。そのあたりのすり合わせが行われたかどうか、この意見について相違がありますけれども、審議されたかどうか伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 貝掛 俊之君

先ほどもおっしゃいましたように、確かに財源的な問題は、やはり、芦屋町議会としても無責任な対応はできないと。しかしながら、何かしらの支援策を拡充していかなくてはならない。そういった、るる意見が交わされて、こういう結果になりました。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

ただいまから、討論、採決を行います。

まず、日程第1、議案第3号の討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第3号、芦屋町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について反対の討論を行います。

この条例は地方公共団体の一般職員について、専門的知識を有する者を上限5年の任期付きで町職員として採用する制度を新設するものです。職種の対象には、弁護士、公認会計士等とともに各種資格業務も組まれています。このことは公務の継続性、安定性確保を難しくするものであり、恣意的な選考採用で新たな官民癒着を生む恐れがあります。また、各種資格業務等の任期付採用が広がれば、自治体リストラによる不安定雇用の拡大、公務サービス低下が危惧されます。現行の公務員制度に混乱、不安定化を招く任期付職員制度は認められません。以上のことから反対をいたします。

なお、議案第4号、5号、6号については、任期付職員の採用に関する条例の施行に伴う関係条例ですが、これらの条例は行政運営に貢献できる条例であること、公務労働にとって拡充を図る条例であることから、議案4号、5号、6号については賛成をいたします。

以上で討論を終わります。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第1、議案第3号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第3号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第4号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第2、議案第4号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第4号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第5号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第5号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第5号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第6号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第4、議案第6号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第6号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第7号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第5、議案第7号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第7号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第8号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第6、議案第8号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第8号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第9号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第7、議案第9号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第9号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第10号の討論を許します。

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第8、議案第10号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第10号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第11号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第9、議案第11号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第11号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第12号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第10、議案第12号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第12号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第13号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第11、議案第13号について、委員長報告のとおり、原案を可決するこ

とに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第13号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第14号の討論を許します。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

議案第14号、それに議案第16号、それに議案第25号は、芦屋中央病院の地方独立行政法人という形でなされて、もう2年ほどなるわけですが、私はこの中央病院の独法化そのものについては非常に問題のあるものではないかということで、一貫して反対をしてきました。仮に独法にならなくてもですね、こういうような形で従来の病院であっても、この改善はできたはずで、それをあえて独法にしたことに対して、非常に疑問を持っております。よって今の14号、16号、18ほかにありますが、それについては反対といたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第12、議案第14号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第14号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第13、議案第15号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第13、議案第15号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第１５号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第１４、議案第１６号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第１４、議案第１６号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第１６号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第１５、議案第１７号の討論を許します。妹川議員。

○議員 ６番 妹川 征男君

議案第１７号、平成２８年度芦屋町一般会計補正予算について反対討論いたします。何点かあるわけですが、１点に絞りたいと思います。

小中学校バス通学費、高校生のバス通学費の問題です。２８年度の予算額は小中高合わせて約２，６００万円、しかし、補正では１，８００万円の減額がされており、３月末までに執行される予定額は８００万円とこうなっております。結局、補助利用率は約３０％しか使ってなかったということになります。なぜこのような現象が生まれたのかと。私は一般質問の際にもですね、このバス通学の問題について、問題を指摘しておりましたけれども、バス通学を望んでもですね、高校生の場合ですね、バス通学を望んでも、通学時間帯にバスがないと。課外とかですね、クラブ活動があつて、それにバスに乗れない。いやが応でも自転車通学をせざるを得ない生徒たちが圧倒的に多いんですね。また、保護者による送迎による、通学がたくさんあります。そういうことを指摘しておりましたけれど。２７年度については、もうそれは途中から始めましたから仕方なかったでしょうけど。２８年度の予算についてはですね、そういう教育委員会はですね、やっぱり高校生になる、中学生の段階ないしは高校生の子供たちに対してこういうバス通学の件についてアンケートをとるなり、実態を把握するなりしてですね、予算を組む必要があつたんじゃないかと。非常に見通しが甘くてですね、私から言えば、非常にずさんな会計ではなかったかと。今後はですね、こういう形を気をつけていただきたいという意味で反対といたします。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第15、議案第17号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第17号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第16、議案第18号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第16、議案第18号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第18号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第17、議案第19号の討論を許します。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

議案第19号、国民健康保険の問題とそれから議案第26号の特別会計予算、国民保険のですね、これ関連しておりますので、議案第26号で反対討論という形で行いたいと思います。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第17、議案第19号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第１９号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第１８、議案第２０号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第１８、議案第２０号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第２０号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第１９、議案第２１号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

お諮りします。日程第１９、議案第２１号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第２１号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第２０、議案第２２号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第２０、議案第２２号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第２２号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第２１、議案第２３号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第２１、議案第２３号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第２３号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第２２、議案第２４号の討論を許します。川上議員。

○議員 １０番 川上 誠一君

議案第２４号、平成２９年度芦屋町一般会計予算に対する反対討論を行います。

本予算案は老朽化した後水住宅の建てかえや小中学校空調整備改修事業、子育て支援に関する出産祝い金や子ども医療費助成、学校通学費補助金など住民の切実な願いを反映している面もあります。しかし、全体としては職員の皆さんに犠牲を強いる一方で、よく精査をすれば、今すぐしなくともよいと思われる事業もある予算となっています。

反対理由の第一に、国の進める集中改革プランを推進し、職員定員の適正化、人事評価制度の運用、指定管理者制度の導入と民間以上の推進を積極的に行うことは、住民の福祉の増進が本来の役割とする自治体のあり方と大きく乖離するものであるということです。職員に犠牲を強いる点からいうと、芦屋町での職員の非正規率が３９％に上っていることや、時間外労働が過労死ラインと言われる８０時間を超えた残業を行っている職員が、平成２７年には３５人に上っており、そのうち１００時間を超えている職員は１７人もいることは、職員の命に関わる重大な問題です。職場は休暇も取れず、残業は過労死ラインを超える職員が多く存在し、労働密度の強化を背景に病気休職者が周辺自治体より多く存在しているということを執行部は真摯に受けとめなければいけません。人事評価制度の運用により、職員の資質の向上と活性化を図るとしていますが、人事評価制度、成果主義では職員は上司の顔色ばかり伺うことになり、職員の目が住民に向かなくなるのではないのでしょうか。これでは働く意欲が湧いてくるとは思われません。

また、コスト削減を図るとして、指定管理者制度の導入を他の施設にも導入するとしています。指定管理者制度が住民の福祉の増進を目的として、そのように供すると定義されている公の施設における住民サービスの向上と経費削減ができるのかは疑問です。さらに指定管理施設の保育所を無償で民間移譲することを打ち出しています。経費削減のために、運営だけでなく資産まで提供することは児童福祉法第２４条に基づいた自治体の保育実施責任を民間に丸投げするに等

しいものであり、公的責任を放棄するものです。

第二に、介護保険の関連予算が計上されていますが、介護保険制度開始から今日までさまざまなサービスを切り下げと負担増が行われてきました。保険料は3年ごとの見直しのたびに値上げが続き、高齢者の暮らしに追い打ちをかけるものになっています。介護サービスでは特養老人ホームの入所は原則として要介護3以上に限定され、低所得者への補助である補足給付も縮小されました。要支援1、2の方の介護サービスは保険給付から外され、1割負担だった利用料に2割負担が導入されました。また、低い介護報酬によって事業者の収入が減り、経営が破綻したり、撤退を余儀なくされたりする事例もふえています。保険料の値上げが続く一方で、サービスの引き下げが行われ、介護を受けたくても受けられないという、さまざまな矛盾も生み出している介護保険制度は認めることはできません。

第三に、教育予算では小学校と中学校の就学援助費が計上されています。一般質問の答弁では、入学準備金の入学前支給や、国が就学援助の入学準備金の単価を引き上げることに伴い、町も準用保護世帯に同様の対応を行う考えであるとの答弁がなされたことは一歩前進であります。しかしながら、ランドセルや体操着、中学校の制服など実際に必要なものの購入費に比べると大幅に不足することから、保護者や学校関係者からも不安の声が上がっており、社会問題となっています。また、深刻な経済状況のもとで子供の貧困対策が叫ばれているにもかかわらず、町が国の通知に従わず、生活保護基準の引き下げに連動させ、緩和措置に対応しなかったことは重大問題です。就学援助の基準見直しとともに、眼鏡やクラブ活動費を初め、項目の拡大など抜本的な拡充を求めるものです。

以上のことから一般会計予算に反対いたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

妹川です。この平成29年度芦屋町一般会計予算について反対討論をいたします。

分厚い予算書の中からですね、私の場合は具体的に五、六点到わたって説明していきたいと思っています。

まず、小中学校通学費補助金として、今年度小学校の場合、小中ですね、24万円計上されていますが、今の実態としては、小学校は芦屋東小の栗屋、大城区の児童だけであるということになっておるようですね。それで一般質問でも話したことがあるわけですけど、やはり、栗屋、大城区の児童は遠隔地とともに非常に交通量が強いられている、激しいからバス通学を強いられているわけですから、そのためには児童は徒歩通学をすることによるメリットはたくさんあるわけですけど、それが保障されない。バスで行かないと危ないですからね。したがって、バス通

学の定期代は、やはり補助規制を改正して全額補助をすべきであると。もう始めて2年目になるんですから、補助規定を改正して、全額保証というような形をとってもらいたかったというふうに思います。だから24万円がですね、倍とすれば48万円というようにすべきではなかったということ。

それから、高校の通学補助金としては585万円を計上されております。28年度に比べて4分の1程度ですね。それも実績に合わせて4分の1ぐらいに減らされたと思うんですけども、やはりバス通学できない生徒がいるんですよ。自転車通学でしかだめなんですよ。保護者による自家用車送迎をせざるを得ない生徒たちが多数いるわけですよ。そういう子供たちや保護者のですね、実態をよく調べた上で、また補助規定を改正して、それらの生徒に対する自転車通、送迎の通学というような方々にもですね、予算を計上すべきではなかったか。今、バス通学がですね、高校生は毎月6,000円の12カ月、10カ月として6万円ですよ。だから全ての高校生6万円ということではなくて、例えば3万とか2万とか、3万ぐらいにして、全ての高校生に保証すると。やはり自転車通学の人、自転車を購入するわけですよ。安くても1万5,000円から2万円。そういう費用に当てたらどうかということで、これも補助規定を改正してですね、考えてもらいたかったなと思います。

それから3点目、あしや砂像実行委員補助金2,500万円の事業についてです。一般質問でも行いましたが、この時間外労働について芦屋砂像展は職員の膨大な時間外労働という犠牲の上に成り立っているということが誰でもわかります。職員の皆さんも、私もよくわかります。だから、その中でですね、時間外労働時間が月100時間を超えた職員は何人ですかと聞いたときに、延べで17人いらっしゃると。100時間ですよ。そして10人の職員が対象であると。また3カ月連続の職員が2人いたという。砂像展はまさに過重労働であり、過労死ラインをはるかに超えています。砂像展を再開した26年度から急激に増加していることはもう明白と結果が出ております。しかも、時間外勤務命令兼報告書を提出せず勤務した職員も多くいると聞いています。よってですね、職員本来の業務がおろそかになり、住民サービスが手薄になっていないか。また、実行委員会参加の団体やボランティア団体の協力の上に成り立ってはいますけど、費用対効果及び経済効果はどうか。こういう分析をされているのかどうか。また、一過性のイベントは町民の理解を得ているとは思えないんですよ。もし、仮に砂像展を中止した場合、あしや砂像実行委員会補助金2,500万円という財源が浮きます。また、時間外手当総額27年度4,500万円です。特に地域づくり課は自動的に減額されることは間違いありません。中止することによってさまざまな財源が保障され、そして職員は本来の仕事につくことができるのではないかと。まさに一石二鳥どころか、一石三鳥ではないかと思われます。そして、その浮いた財源を使って町民の生活に密着した予算に回してほしいと思います。

例えば、教育環境整備、そして児童生徒1,200人の給食費の補助とか、教材費の援助。まさに芦屋の子は芦屋で育てるとの理念に合致するのではないのでしょうか。また、高齢者の方々に対しては、タウンバス、巡回バスなどの公共交通の増便や区の活性化のために各区の組長手当て支給を再開する。そして区の活性化を図る。さまざまな策があるはずです。3年前に町長の英断で始められた砂像展を町長の大英断で中止してはどうだろうか。そして他の政策のために予算を改めて組んでみたらどうだろうかと考えます。

4番目にですね、この分厚い予算書を見てみますと、どこの課でもですね、時間外勤務手当が全体的に多い。ということは、過重な時間外労働を認めたものであり、時間外労働を減少しようとする姿勢がないように感じます。例えば、社会福祉部門の28年度は330万円であったのが、650万円に大幅アップ。保険、衛生部門の28年度は245万円であったのが、29年度は300万円に増額。商工部門は28年度も29年度も同じく700万円。土木管理部門は28年、29年度とも400万円。社会教育部門は28年度29年度も320万円アップしているんですね。結局ですね、時間外労働が常習化した結果であり、非常に危険な状態に置かれているのではなかろうかというふうに思います。

5番目に夏井ヶ浜はまゆう公園チェーンゲート保守委託、管理委託費の件、やはりこういう公園をつくることによって、そういう維持管理費が次々と増加していったというのが目に見えています。

6番目に多くの課で、臨時職員の賃金が計上されていますが、非正規職員の職員がふえてくるのではないかと。正規職員はどうなんだろうかというような形のものが伺われるんです。

以上、総合的に見てもこの議案に反対いたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りします。日程第22、議案第24号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第24号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第23、議案第25号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第23、議案第25号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第25号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第24、議案第26号の討論を許します。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

平成29年度芦屋町国民健康保険特別会計予算について反対討論を行います。

これは、私、昨年3月議会でも意見を述べたわけですけど、28年度国保の予算の中の繰入金金は1億6,800万円と計上されておりました。その中で一般会計繰入額が5,000万円であったのですが、赤字を埋め合わせるために補正額として、一般会計より5,000万円を上乗せして繰入金として計上していました。昨年3月ですね、この件については会計処理のあり方について指摘したにもかかわらず、29年度新年度予算は28年度と同じく5,000万円しか繰入額として計上されていません。したがって29年度中にですね、補正予算は恐らくまた出てきて、これまでの実績からすれば、また相当な金額が一般会計から繰り入れられることになるのではないかと予想できます。今回の29年度予算において、これまでの実績によって1億円相当の繰入金を当初予算から計上すればいいのではないのでしょうか。なぜ、こんなことをされるのだろうか。会計処理上、非常にずさんです。なぜこのような年度当初予算と補正予算を組むのか不可解です。私たち議員に対してもまだ町民に対しても不信感を抱かせるようなものは、計上されないでほしい。不適切であると考えております。したがって実績によって予算を組むべきであるということで反対討論をいたします。

○議長 小田 武人君

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

日程第24、議案第26号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の

挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第26号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第25、議案第27号の討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第27号、平成29年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算に対して、反対の討論を行います。

後期高齢者医療制度は75歳の人を国保や健保から切り離し、高齢者だけの医療保険にして負担増と差別医療を押しつける世界でも異例の医療制度です。2年ごとの保険料の見直しで保険料の引き上げが続いています。高齢者の生活を見ると、年金減額、消費税増税、医療や介護の負担など厳しさを増しています。町民からは、このままでは暮らしていけないとの悲痛な声が上がっています。そうした中、国はさらなる高齢者医療の改悪を行っています。その一つが後期高齢者医療制度の低所得者のための保険料軽減の特例を新年度から廃止する計画です。激変緩和対策がとられますが、実施されると、最終的には特例措置で均等割の9割、8.5割の特例措置が廃止され、均等割の7割、5割軽減に戻され、元被扶養者の9割軽減と所得割の5割軽減が全廃されます。そのため、保険料は2倍から10倍に引き上げられると試算されています。高齢者の暮らしが厳しくなる中で、こうした負担増を行うことは絶対に許せません。本来、国民の健康や命を守るはずの医療保険制度が高齢者を苦しめています。町は国に対し、年齢にかかわらず全ての国民が安心して医療を受けられるように、抜本的な医療制度の見直しを求めるべきです。高齢者の生活や命を脅かす後期高齢者医療制度そのものと予定されている軽減制度廃止に対し、反対を表明して討論といたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第25、議案第27号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第２７号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第２６、議案第２８号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第２６、議案第２８号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第２８号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第２７、議案第２９号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第２７、議案第２９号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第２９号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第２８、議案第３０号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第２８、議案第３０号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第３０号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第２９、議案第３１号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第29、議案第31号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第31号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第30、請願第1号の討論を許します。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

請願第1号、被災者の住宅再建支援制度の抜本的拡充を求める意見書について、反対討論いたします。

私は真に被災者の実効ある生活の再建が図られ、最後の一人まで人間の復興がなし遂げられるよう、国などがどこまでも寄り添っていくべきであると考えております。その意味で幅広い支援は不可欠であると考えております。被災者の生活再建支援法の制定や改正においては、一つ、建物の耐震改修、維持管理などの備え、保険や共済への加入などの自助、共助と公助との役割分担はいかにあるべきか。二つ、国民から徴収した税金を財源として、どこまでの支援を行うことが適切か。あるいは、それは財政的に実施可能か。三つ、被災地被災者間のバランス、さらには平常時の社会保障制度とのバランスは確保されているかなど複雑な課題についての論議が行われたところであります。

本請願書は支援金を最高額500万円に引き上げること、一部損壊も含めた国の支援策を抜本的に拡充することが求められておりますが、支援金試算。の根拠や抜本的拡充すべき支援の内容が明確に示されておられません。東日本大震災における5年間の復興財政の規模は28.3兆円。そのうち国が17兆円で阪神淡路大震災と比較すると、その規模は約3倍弱だそうであります。国民の皆さんからの税金でどこまで支援するべきか、可能なのか。本意見に対する国の受け入れ可能性や実行可能性などについては、私たちでははかり知れないところがあります。また、今後においても、大災害発生の可能性が危惧されており、首都直下型大地震が起これば、その復興財源規模は約11.5兆円と言われております。現在、国会で今後の大規模災害対応のあり方を含めた被災者生活再建支援に係る論議、調整が行われているところであります。よってこの時期に芦屋町議会が本件の意見書を提出することは慎重であるべきであると考え、反対いたします。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

自由民主党の横尾です。今、公明党さんからいろいろ指摘を受けましたが、この被災者の住宅
再建支援制度の抜本的拡充を求める意見書の採択について、賛成の立場から討論いたします。

昨年の熊本地震を初め、各地で災害が発生しております。皆様方の御苦勞は報道等で私も承知
しておりますが。ここにね、昨年の衆議院予算委員会、内閣総理大臣のちょっと発言があります
ので、少し読まさせていただきます。

さまざまな災害が今でも発生しております。そうしたもの等も含めて、過去の災害被災者と公
平性、他の制度とのバランス、国や都道府県の財政負担等を勘案し、検討すべきものであると考
えております。また、住宅に半壊の被害を受けて、みずからの資力では応急修理ができない方に
対しては、災害救助法に基づく応急修理の支援が行われます。それからいろいろありますが、当
然、大切なことは被災者の側に立つ柔軟な、そして機動的な対応だろうと思います。機動的かつ
きめ細やかな支援策を行っていく。被災された方々の住宅の再建を後押しして、被災者再建支援
金の迅速な支給も必要であります。このきめ細やかな対応は必要だろうと考えておりますとい
う御意見をいただいております。そしてその中で、私も数年前に、あれは松島町を視察したこ
とがありますが、仮設での生活、そういう人たちを見たときに、1日も早く、安心して過ごせるよ
うになってほしいと感じて帰ったところであります。

本請願については、国は被災者生活再建支援制度により被災者再建支援金300万円を支給し
ていますが、東日本大震災等の災害の整合性や国、地方自治体の限られた財政状況を考えると、
支給金の引き上げには慎重な判断が必要ではないかと、これは思っております。しかしながら、
全ての被災者の住宅建設を支えるため、一部損壊を含めた国の支援策の拡充をお願いするという
ことで、そういうことは理解できますので、この一部修正意見書には賛成をいたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

もう多くは語りませんが、日本は地震列島ですね。いつこのような災害を受けるかもわかりま
せん。しかも、東日本大震災は地震だけではなくて、福島原発の事故なんですね。帰りたくても
帰れない人たちがたくさんいらっしゃるという現実を目にしたときに、また6年前の水害による
状況を見たときにですね、私たちとしては、どなたも心情的に何とかしなくてはならないという
ような気持ちはあると思います。そういう意味で、ここの2007年度の改正の際の4年後に制
度の拡充を受けて見直すとの附帯決議はいまだに実現していませんと。だから附帯決議に従って

実現してほしいと、当たり前のことを書かれているのであって、この国民がですね、我が身のことでと思って、人ごととは思わないで、やはり同じ領土にいる我々の人たちとしてですね、やっぱり支援していくと。この最高額５００万円というのはね、削除されているということですから、抜本的に拡充をすることということで、私はこれですばらしいというふうに思っています。

以上です。賛成討論です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第３０、請願第１号について、委員長報告のとおり、原案を一部採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、請願第１号は、原案を一部採択することに決定いたしました。

次に、日程第３１、発議第２号の討論を許します。妹川議員。

○議員 ６番 妹川 征男君

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について、反対討論の立場から討論を参加します。

この議案については、この意見書については、全員協議会や特別委員会で議論をいたしまして、なかなか意見がさまざまな立場から、また、メリット、デメリットの立場からですね、御意見を受けたわけですけど。やはり、地方議員にも厚生年金をとということで、多くの市町村議会でも賛同する議会が増加しております。今、資料を事務局の方からいただいたときには、全国の９２７自治体のうち、採択しているのは５６５ということで５０％を超えてきておるわけですけど。やはり、この問題について真剣に考えていかなければならない。将来、議員になる方が、なり手が不足していると待遇改善も必要ではないかというようなこともありますし。また逆に、特別扱いされることに対して、町民の反対意見等もあるかと思います。自治体の負担額は全国の自治体、もし、これが成立すれば自治体の負担額は１７０億円増になると。ちなみに芦屋町の場合、この意見書が国会でいつ採択されるかわかりませんが、２年後、３年後ぐらいになるかもわかりませんが、計算をしてもらいますと、一般会計から５００万円、５００万円の単費支出ということになるのでしょうか。こういうふうになります。非常に芦屋町も財政改革、財政難というわけでは

うかね。それに議員の特権のような形で500万円支出することに対して、賛同を得れるのかなというふうに思えてなりません。これは全員協議会でも、全員協議会ですか、特別、合同の委員会でした。日本維新の会の議員さんがですね、国民年金だけで将来が不安なら、確定拠出年金や国民年金基金もあるではないかというようなことも言われております。また、議員は名誉職だと。特に町会議員はそうだと思うんですけど、待遇が悪くてもしっかり働くべきだという意見も町民の声もあるかと思います。これが議員年金という形で取り上げられれば、私たちの勤務実態がですね、一般の職員のような形で毎日とは言いませんけど、役場にですね、出勤をするような形にならざるを得ないのかなというような不安を持っておる方もおられます。私たちは年金、厚生年金があるから若い人たちが議員になるかという、そうではないかと思うんですね。やはり、芦屋町の議会が町の行政に対してチェック機能をよく果たして、そして町と議会がともにですね、緊張感を持って芦屋町をよくしようという志の持った人たちが参加するのであってですね、議員年金があるから将来性があるよというふうなことで、議員さん、議員が加入されたり、選挙に出られたり、または今の議員さんがですね、そんなことを感じながら、薦めて、この議員年金を賛成するのではないかな。やはり全国のこの町村議会とかですね、そういうのが意見書を採択してほしいという要望があったから、このように薦めてきた経緯があるのではないかなと思います。町民に対する負担増になるということですね、私は反対したいと思います。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第31、発議2号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、発議第2号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査について、それぞれ再付託の申し出があります。つきましては、これを申し出のとおり再付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で討論及び採決を終わります。

なお、可決されました意見書は議長のほうから関係機関へ送付いたします。

ここで、請願第1号が一部採択されたことによりまして、意見書案が出されております。意見書案を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

午前11時19分休憩

.....

午前11時22分再開

○議長 小田 武人君

再開します。

お諮りします。追加日程第1、発委第1号の意見書案については、日程の順序を変更し、直ちに議題として上程し、書記に議案の朗読をさせたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

朗読の前に訂正をいたします。意見書の記の日にちの上のほう、一番下ですね、以上地方自治法第99条ののと、「の」が二つ入っておりますので、申しわけございません、修正をお願いいたします。

では書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

お諮りします。追加日程第1、発委第1号については、請願が一部採択されたことに伴う意見書案でございますので、この際、趣旨説明、質疑及び委員会付託を省略し、討論終了後、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまから討論を行います。

追加日程第1、発委第1号の討論を許します。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

原案についても反対討論という形で、今回、発委1号ということで提案されておりますが、改

めて反対の立場で討論させていただきます。

先ほど自民党のほうの安部総理のお話もありましたけれども、私自身はですね、先ほど申しましたように、本被災者に対する生活支援、再建についてはですね、反対するものではありませんし、党としましては今まで被災者の方と寄り添いながら、人間復興を成し遂げるということで、最終目標をもって現在も取り組んでおるところであります。

しかしながら、本意見書については不明確な点もございますし、支援の内容が非常にわかりづらい。2項について今回一部採択ということで、取り上げられましたけれども、これに至りましても、一部損壊、半壊、大規模半壊という形で、今、支援法では定められて支援金が支払われておりますけれども、一部損壊、半壊については支援金が支払いされていないということで、拡充を求められるところかと思われましても、原案の1項、2項というのは、やはり本質的な考え方は変わらないと私は考えます。そういう意味で、現在、国会レベルで話し合っている中で、また、芦屋の議会としてどのあたりまで掌握しきってですね、拡充を図るべきかといった御意見がない中で、今の時期に国会のほうに御意見を申すというのはどうかということで、そういう意味合いでの反対ということでございますので。の意見であります。

以上であります。

○議長 小田 武人君

ほかにございますか。横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

賛成の立場で少し意見を述べます、述べさせていただきます。

ここに自由民主党もですね、松岡議員が言われるように今、議論中でありますね、これを我々地方議員、国が定める前に言うのはおこがましいかと思いますが、安部総理もこの中で言うておりますように、大切なことは被災者の側に立つということで、今から検討、速やかにやっていくということでありますので、我々もそこら辺を強く求めるということで賛成しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。追加日程第1、発委第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、発委第1号は、原案を可決することに決定いたしました。

以上で、採決を終わります。

なお、可決された意見書は、議長から関係機関に送付いたします。

次に新たな議案が提出されております。

お諮りします。日程第32、同意第2号及び日程第33、同意第3号の各議案については、この際一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

[朗 読]

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

それでは早速、本日追加提案いたしております人事議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

同意第2号の人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、徳田徹氏の任期満了に伴い、後任として佐藤一雄氏を人権擁護委員候補者として推薦するものです。佐藤氏は、長年芦屋町職員として奉職され、人権問題にも精通されており、人格、識見も申し分なく、人権擁護委員として適任であります。

同意第3号の芦屋町教育委員会教育長の任命につきましては、新教育制度の移行に伴い、教育長の同意をお願いするものでございます。

この案件につきましては、平成27年4月1日から施行された、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を設置することになっております。

法は施行されておりますが、経過措置として、在職している教育長（旧教育長）は、教育委員会の委員として在任中に限り、施行日以降も教育長として在職できましたが、3月31日付で教育長が辞職届けを提出されましたので、新教育制度に移行することに伴い、三桝賢二氏を新教育

長として任命いたしたく、本議会の同意をお願いするものでございます。

三桝氏は、30年以上の教諭として豊富な経験を持ち、小学校では、校長まで経験し、北九州教育事務所では、副所長兼主幹指導主事を務められ、人格・見識に関しても申し分なく適任ですので、同意くださいますようお願い申し上げます。

以上、簡単であります、提案理由の御説明を終わります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長 小田 武人君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。日程第32、同意第2号及び日程第33、同意第3号の各議案については、人事案件でございますので、この際、質疑、討論を省略し、ただちに採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りします。まず、日程第32、同意第2号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、同意第2号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第33、同意第3号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、同意第3号は、同意することに決定いたしました。

_____・_____・_____

○議長 小田 武人君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて、平成29年芦屋町議会第1回定例会を閉会します。

長い期間の御審議、お疲れさまでした。

午前11時34分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員